

認定ケアマネジャー制度施行細則

(認定ケアマネジャー対象者)

第1条 認定ケアマネジャー制度は、当分の間、法の定める介護支援専門員の資格を有する者で、認定ケアマネジャーの資格を得ようとする者のうち、規則(本則)第2章第4条に該当するものを対象とする。

(認定ケアマネジャー資格申請に必要な実績)

第2条 認定ケアマネジャーの資格を申請する者は、次表の各区分に定める実績点数の合計が15点以上に達していなければならない。

区 分	一般参加	講演、シンポジスト、研究発表、事例提供等
①本学会主催の学会大会	5点	10点
②本学会主催もしくは他団体と共催の研修会、講習会、講演会、シンポジウム等	5点	10点
③本学会が承認するケアマネジメントに関する各種研修会、講演会、シンポジウム、フォーラム等	5点	10点
④本学会が承認する他学会	2点	5点
⑤ケアマネジメントの関する論文、著書	10点	

- 2 合計点数のうち5点は本学会主催の学会大会への参加によるものでなければならない。
- 3 上記項目中「本学会が承認する」とあるのは、本学会理事会においてケアマネジャーの研修として適切と判断されたものをいい、資格申請者の申請に応じて資格認定委員会において審議を行う。

(申請に必要な書類)

第3条 認定ケアマネジャーの資格を申請するものは次の書類を提出しなければならない。

- (1) 認定ケアマネジャー資格申請書
- (2) 介護支援専門員登録証明書(写し)または介護支援専門員証(写し)
- (3) 実務経験証明書
- (4) 第2条(申請要件)に定める実績を証明する諸書類
 - ① 本学会主催の学会大会参加証、また講演、シンポジスト、研究発表等の場合はプログ

ラム(抄録集)の写し。

② 本学会主催もしくは共催の研修会等、本学会の承認するケアマネジメントに関する研修会等、本学会の承認する他学会等についてはその参加証もしくは参加領収証、これらにおいて講演、シンポジスト、事例提供等を行った場合についてはプログラム(抄録集)の写し。

③ ケアマネジメントに関する論文、著書等についてはその別刷りもしくはコピー。

(5) ケアマネジャーとして担当している、または担当した事例20例以上の一覧表。なお、小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(以下「小規模多機能」とする)として受験するものは小規模多機能の 15 事例以上、認知症対応型共同生活介護(以下「グループホーム」とする)の介護支援専門員として受験するものはグループホームの 8 事例以上とする。形式は本学会指定のものによる。

(6) 上記担当事例のうち3例の事例報告。形式は本学会の規定による。

(7) (6)の3例にかかる「居宅サービス計画書(1)・(2)」または「施設サービス計画書(1)・(2)」、アセスメント票・サービス担当者会議の要点(第4表)。形式は本学会の規定による。

(書類審査)

第4条 第3条の書類に基づき資格認定委員会において資格試験受験資格の有無が判定され、申請者に通知される。

(資格試験)

第5条 第4条の書類審査にて受験資格を認められた者について、試験委員による資格試験を行う。

(認定証の交付)

第6条 第5条の資格試験に合格した者について、理事会の議を経て理事長により認定ケアマネジャーの認定がなされ、認定証が交付される。

補 則

第1条 本細則は、平成15年5月30日から施行する。

第2条 本細則第3条の第4号「都道府県介護支援専門員協議会もしくはこれに相当する団体の会員であることを証明する書類」を削除する一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

第3条 本細則は、平成27年6月13日から施行する。

第4条 本細則は、平成28年4月18日から施行する。